

平成24年12月25日

練馬区条例第54号

練馬区暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、練馬区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区および区民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動を推進するための措置等を定め、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、および事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、または滞在する者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体または事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 区民等 区民および事業者をいう。
- (7) 警察 警視庁または区の区域を管轄する警察署をいう。
- (8) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (9) 暴力団排除活動 次条に規定する基本理念に基づき、暴力団員による不当な行為を防止し、およびこれにより区民の生活または区内の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活および区内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識の下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れぬこと、暴力団に資金を提供しないことおよび暴力団を利用しないことを基本として、区、区民等および警察その他関係機関（以下「警察等」という。）の連携および協力により推進するものとする。

(適用上の注意)

第4条 この条例の適用に当たっては、区民等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(区の責務)

第5条 区は、区民等の協力を得るとともに、警察等との連携を図りながら、暴力団排除活動に関する施策を推進するものとする。

(区民等の責務)

第6条 区民等は、第3条に規定する基本理念に基づき、つぎに掲げる行為を行うよう努めるものとする。

- (1) 暴力団排除活動に資すると認められる情報を知った場合には、区または警察等に当該情報を提供すること。
- (2) 区が実施する暴力団排除活動に関する施策に参画または協力すること。
- (3) 暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むこと。

(区民等の安全確保のための措置)

第7条 区は、区民等が暴力団排除活動に取り組んだこと等により暴力団または暴力団員から危害を受けるおそれがあると認めるときは、警察に対し、警察官による警戒活動その他の区民等の安全および平穏な生活を確保するために必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(区の行政対象暴力に対する措置)

第8条 区は、法第9条第21号から第27号までに掲げる行為（同条第25号に掲げる行為を除く。）その他の行政対象暴力（暴力団関係者が、不正な利益を得る目的で、区または区の職員を対象として行う違法または不当な行為をいう。）を防止し、区の職員の安全および公務の適正かつ円滑な執行を確保するために

必要な措置を講ずるものとする。

(区の事務事業に係る暴力団排除措置)

第9条 区は、公共工事その他の区の事務または事業により、暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団関係者を区が実施する入札に参加させないなど、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(区が設置する公の施設における措置)

第10条 区長もしくは練馬区教育委員会または指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者で区が設置する公の施設を管理するものをいう。）は、区が設置する公の施設の利用者について当該公の施設の利用の目的または内容が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとなるものと認めるときは、当該公の施設の利用について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の利用について承認をせず、または承認を取り消すことができる。

(警察への協力依頼)

第11条 区は、前2条の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、警察に対し、情報の提供、助言その他の必要な協力を求めることができる。

(広報および啓発)

第12条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより暴力団排除活動の気運が醸成されるよう、警察等と連携し、広報および啓発を行うものとする。

(区民等に対する支援)

第13条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むことができるよう、警察等と連携し、区民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(青少年に対する措置)

第14条 青少年の教育または育成に携わる者は、青少年が、暴力団が区民の生活等に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、および暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導、助言その他

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 区は、青少年の教育または育成に携わる者が前項に規定する措置を円滑に講ずることができるよう、警察等と連携し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(祭礼等における措置)

第15条 祭礼、興行その他の公共の場所に不特定または多数の者が特定の目的のために一時的に集合する行事(以下「祭礼等」という。)の主催者またはその運営に携わる者(以下「主催者等」という。)は、当該祭礼等により暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に資することとならないよう、当該祭礼等の運営に暴力団または暴力団員を関与させないなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 区は、必要があると認めるときは、警察等と連携し、祭礼等における暴力団または暴力団員の関与について、当該祭礼等の主催者等に対し、情報の提供または助言をすることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。